

川崎市新エネルギー振興協会会則

平成19年10月30日	制定
平成20年 5月22日	改正
平成21年 5月13日	改正
平成23年 5月25日	改正
令和 3年 6月28日	改正
令和 4年 4月 1日	改正
令和 7年12月19日	改正

第1章 総 則

第1条 本会は、川崎市新エネルギー振興協会と称する。

第2条 本会は、新エネルギー産業の基盤確立に向け、新エネルギーの普及促進、技術的知見の拡充及び会員相互の親睦・交流を図り、もって、持続可能な都市の形成に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 新エネルギーの普及促進に資する事業の実施
- (2) 新エネルギー技術に関する研究発表会、講演、研修等の開催
- (3) 新エネルギー利用に関する学術団体及び行政機関との連絡調整
- (4) 新エネルギー利用に関する資料及び情報の収集と提供
- (5) その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業

第4条 本会の事業年度及び会計年度は、4月1日から翌年3月末日とする。

第2章 会 員

第5条 本会の会員は、普通会員、特別会員及び賛助会員の3区分とする。

第6条 入会に際しては、役員の承認を得たのち、会費を納入することで仮会員となるものとし、総会の議決を得た上で正会員とする。なお、総会において否決された場合は、会員としての事業が実施された場合を除き、会費を返還するものとする。

第7条 普通会員は、本会の目的に賛同し、川崎市内に事業所を置く法人、個人事業主又は団体等とする。

2 普通会員が前項の要件を満たさなくなった場合は、賛助会員としての継続又は退会について、役員又は事務局から確認を行い決定する。

第8条 特別会員は、本会の目的に賛同する公益的団体又は行政機関とする。

第9条 賛助会員は、本会の目的に賛同する普通会員及び特別会員を除く法人、個人事業主又は団体等とする。

第10条 普通会員及び賛助会員の年会費は、2万円とする。ただし、やむを得ない事由により、年会費の変更が生じる場合は、総会の議決により、年会費を決定することができる。なお、会費の納入義務の発生日は、毎事業年度の4月1日とする。

- 2 特別会員は、当該年度の予算書において定める年会費を納入するものとする。
- 3 事業年度途中に入会した会員についても、当該年度の年会費を納入するものとする。なお、事業年度途中で入会した会員の会費の納入義務発生日は、本会則第6条の役員の承認がなされた日とする。

第11条 退会する場合には、会長に退会届を提出するものとする。

- 2 翌年度の4月1日までに当該年度の会費の納入がなされなかつた場合は、翌年度の総会で退会を決定する。

第3章 役 員

第12条 本会に、会長、副会長、理事、会計及び監事各1名を置く。

- 2 本会は、役員会の承認を得て、必要に応じて顧問（学識経験者）を置くことができる。

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

第14条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第15条 理事は、会長及び副会長とともに会務を掌る。

第16条 会計は、本会の予算執行を掌り、金銭の出納、帳簿の記載など必要な事務を会計事務担当に指示する。

第17条 監事は、本会の会計監査に当たる。

第18条 顧問は、会長の諮問に応じるとともに、必要に応じて総会及び役員会に出席して意見を述べることができる。

第19条 役員は、総会において互選する。

第20条 顧問は、役員会の議決を経て会長が任命する。

第21条 役員の任期は、原則として当該役員に選出された総会開催日から、翌々年度の総会開催日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員の任期中、何らかの理由で職務を継続できなくなった場合は、会長又は当該役員が残存任期の職務を行う役員を選出する。

第4章 会 議

第22条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

第23条 総会は、会員により、原則として毎年1回開催し、会長が議長となり事業報告、事業計画、予算、決算の承認、役員の選出、会則の変更その他重要事項を審議決定する。

第24条 総会の議決は、出席会員のうち賛助会員を除く会員の過半数の賛成をもって成立する。

第25条 役員会は、必要に応じて会長が役員を招集し、事業計画の立案、総会に提出すべき議案の作成、事業実施の方法等の本会の運営についての審議決定を行う。

第5章 会 計

第26条 本会の経費は、会費、負担金、寄付金その他の収入によって支弁する。

第27条 会計は、会計年度終了後、収支決算書を作成し、監事の承認を受けた後、総

会に提出しなければならない。

第6章 事務局

第28条 本会の事務を執るため、当分の間、川崎市経済労働局イノベーション推進部に事務局を置く。

附 則

(施行期日)

1 本会則は、平成19年10月30日から施行する。

(任期の特例)

2 初代の役員の任期については、第19条の規定にかかわらず、平成19年10月30日から平成21年春に開催される総会までとする。

(会計年度の特例)

3 19年度会計については、第25条の規定にかかわらず、平成19年10月30日から平成20年3月31日までとする。

附 則

本会則は、平成20年5月22日から施行する。

附 則

本会則は、平成21年5月13日から施行する。

附 則

本会則は、平成23年5月25日から施行する。

附 則

本会則は、令和3年6月28日から施行する。

附 則

本会則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、令和7年12月19日から施行する。